

まんのう町地域木材利用促進補助事業の手引き

令和7年10月更新

本事業は、まんのう町内の森林から生産された木材を使用して、新たに住宅等を建築又は増築しようとするものに対して、取得費用の一部を補助することで、地域木材の需要拡大及びまんのう町内への定住促進を図るものです。

◎地域木材とは、まんのう町内の森林から生産された木材のことです。

1 補助対象者

補助金の申請が出来る者は、①、②の全ての条件を満たす者です。

- ① まんのう町内に補助対象住宅等を新たに建築する者であること。
※建築には増築も含まれます。
- ② 町税の滞納がないこと。

2 対象となる住宅等

対象となる住宅等は、①、②、③の全ての条件を満たすものです。

- ① まんのう町内の土地に、新たに建築される住宅、納屋、倉庫、車庫、事務所、店舗
- ② 地域木材を3m³以上使用した建築物であること。
- ③ 平成28年3月31日以前に建築又は増築されたものでないこと。

3 補助金額

- 使用された地域木材の体積に1m³あたり3万円を乗じて得た額（上限50万円）

※ 千円未満切捨て

◎計算式（例）

5. 5000m³（地域木材）×3万円＝165,000円

16. 6700m³（地域木材）×3万円＝500,000円（補助金額上限）

4 申請の流れ及び提出書類

1. 事前協議 【申請者】

補助事業に該当するか事前の協議が必須となります。

申請を希望する方は、**工事着工前**に地域振興課までお問い合わせください。

※ 事前協議をされていない場合は、要件を満たしていても交付できないことがありますのでご注意ください。

2. 交付の申請 【申請者】

建築工事請負契約の締結後、下記書類を提出してください。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 地域木材使用内訳書〔計画〕（様式第2号）
- ③ 住宅等の工事請負契約書の写し
- ④ 住宅等の付近見取図
- ⑤ 住宅等の宅内見取図（平面図及び立面図）
- ⑥ 取得予定地の現況写真 1枚
- ⑦ 完納証明書（滞納の無い証明）
- ⑧ 債権者登録申出書

3. 交付の決定 【町】

受付後、内容審査を行い、補助金の交付決定を行います。

- 補助金交付決定通知書（様式第3号）…町から申請者に送付。

工事着工

※ 交付決定後に補助金額が変更になる場合 【申請者】

実績報告を行う前に下記書類を提出してください。

- ① 補助事業変更申請書（様式第4号）
- ② 地域木材使用内訳書（様式第2号）

建築完了

4. 実績報告 【申請者】

住宅等の完成後、次の書類を提出してください。

- ① 補助事業実績報告書（様式第6号）
- ② 地域木材使用内訳書〔実績〕（様式第2号）
- ③ 地域木材使用証明書（様式第7号）
- ④ 地域木材納品証明書（様式第8号）
- ⑤ 地域木材証明書（様式第9号）
- ⑥ 補助事業の実施状況を示す書類（住宅等の写真）
※ 写真は 全景写真及び柱など地域木材を使用したことが分かる写真を
5枚程度提出をお願いします。
- ⑦ 地域木材利用促進補助事業についてのアンケート

5. 補助金の額の確定 【町】

実績報告書を審査した上で、補助金の交付額を確定します。

- 補助金交付確定通知書（様式第10号）…町から申請者に送付。

※ 確定申告の際必要になる場合がありますので大切に保管してください。

6. 補助金の交付請求 【申請者】

補助金交付請求書を提出してください。

- 補助金交付請求書（様式第11号）

7. 補助金交付 【町】

請求により、登録口座に補助金を支払います。

※ この補助金の申請で提出した書類及び通知書は、住宅の完成後5年間保存してください。

申込・問合せ先

〒766-8503

香川県仲多度郡まんのう町吉野下430番地

まんのう町地域振興課

TEL 0877-73-0122 FAX 0877-73-0113

5 Q & A

Q 1 : 家の改築（リフォーム）は、対象になりますか？

A : 対象になりません。

Q 2 : 家の建替えは対象となりますか？

A : 対象となります。

Q 3 : 住宅の建て増しや、納屋、倉庫、車庫、事務所、店舗などは対象となりますか？

A : 対象となります。

Q 4 : まんのう町民ではありませんが、補助対象者となりますか？

A : 対象となります。ただし、まんのう町内の土地に地域木材を使用した住宅等を新たに建築・増築される方に限ります。

Q 5 : 補助対象者の要件として年齢要件はありますか？

A : いいえ。年齢要件はありません。年齢は関係なくこの補助金を受けることができます。ただし、同一者につき1回限りとします。

Q 6 : 自分で地域木材の証明をしてもよいですか？

A : いいえ。建築業者、製材業者及び原木販売業者（森林組合等）の証明が必要です。

Q 7 : まんのう町若者住宅取得補助金との併用は可能ですか？

A : 可能です。

Q 8 : かがわ県産ひのき住宅助成制度との併用は可能ですか？

A : 可能です。なお、助成制度については、香川県担当課にお問い合わせください。

Q 9 : この事業の期限はいつまでですか？

A : 令和8年3月31日までの申請を受け付けます。